

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部における平素の業務

区の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【区の各部における平素の業務】

部の名称	平素の業務
企画経営室	1 災害復興時における総合調整に関すること。 2 国民保護に関する予算その他財政に関すること。 3 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 4 国民保護に関する報道に関すること。
総務部	1 私立学校との連絡調整に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 区役所庁舎等における警戒等の予防対策に関すること。 4 庁中取締り及び当直に関すること。 5 車両等の調達、点検、整備等に関すること。 6 原動機付自転車及び自転車の管理に関すること。 7 国民保護に関する物品等の売買契約及び検査に関すること。 8 総務部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
区民部	1 被災者に対する国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること。 3 区民部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域振興部	1 日本赤十字社に関すること。 2 在住外国人への情報提供に関すること。 3 国際交流ボランティア・団体に関すること。 4 地域振興部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域振興部 危機管理担当	1 国民保護に関する総合調整に関すること。 2 国民保護協議会の運営に関すること。 3 国民保護対策本部に関すること。 4 国民保護計画の見直し・変更に関すること。 5 初動体制の整備に関すること。 6 職員の参集基準の整備に関すること。 7 非常通信体制の整備に関すること。 8 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関すること。 9 国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること。 10 研修及び訓練に関すること。 11 危機情報等の収集、分析等に関すること。 12 特殊標章の交付及び許可に関すること。 13 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達に係る整備に関すること。 14 避難実施要領の策定に関すること。 15 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 16 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。

部の名称	平素の業務
	17 国民保護の普及及び啓発に関すること。 18 災害発生前における災害復興対策に関すること。 19 消防団に関すること。 20 防災センターに関すること。 21 災害対策用施設、物資及び機材の整備に関すること。 22 緊急通行車両に関すること。 23 住民防災組織の育成に関すること。 24 その他、各部に属さない国民保護法に関すること。
地域振興部 商工担当	1 生活関連物資等の価格安定措置に関すること。 2 地域振興部商工担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域振興部 新タワー・観光推進担当	1 新タワーに関すること。 2 観光施設との連絡調整に関すること。
地域振興部 環境担当	1 ごみ、がれき、し尿処理計画に関すること。 1 地域振興部環境担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉保健部	1 災害援護に関すること。 2 福祉ボランティアに関すること。 3 社会福祉協議会その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 4 私立保育所及び認証保育所との連絡調整に関すること。 5 心身障害者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 6 心身障害者の援護に関すること。 7 福祉保健部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉保健部 高齢者福祉担当	1 高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。 2 高齢者の援護に関すること。 3 福祉ボランティアに関すること。 4 高齢者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 5 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 6 被災者に対する介護保険利用者負担金の減免及び執行猶予に関すること。 7 福祉保健部高齢者福祉担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉保健部 保健衛生担当	1 医師会、歯科医師会等との連絡調整に関すること。 2 感染症、結核等の予防に関すること。 3 毒物、劇物等に関すること。 4 消毒、防疫等に関すること。 5 福祉保健部保健衛生担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
都市計画部	1 防災都市づくりの推進に関すること。 2 区営住宅等の管理に関すること。 3 建築物の不燃化促進に関すること。 4 応急危険度判定に関すること。 5 建築物の防災指導に関すること。
都市計画部 都市整備担当	1 密集市街地の整備に関すること。 2 細街路の拡幅整備事業に関すること。 3 水防計画に関すること。 4 道路、河川、公園、児童遊園等の障害物の排除に関すること。 5 道路、河川、公園、児童遊園等の管理に関すること。 6 都市計画部都市整備担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
収入役室	1 国民保護に関する現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 2 国民保護に関する物品の出納及び保管に関すること。 3 国民保護に関する現金の記録管理に関すること。 4 国民保護に関する財産の記録管理に関すること。 5 国民保護に関する収入通知及び支出命令の審査に関すること。
区議会事務局	1 区議会議員との連絡調整に関すること。
選挙管理委員会事務局	1 選挙管理委員との連絡調整に関すること。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関すること。
監査委員事務局	1 監査委員との連絡調整に関すること。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関すること。
教育委員会事務局	1 文化財の保護に関すること。

部の名称	平素の業務
	2 教育委員会事務局が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部（室）間の調整、企画立案等については、危機管理担当部長、安全支援課長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること（※） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

※ 東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。特に、初動時において迅速に連絡がとれる体制であることが重要である。そこで、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の夜間・休日等の警戒待機職員及び警備職員による当直により、速やかに区長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制を強化するなど、24時間即応可能な体制を整備する。また、防災待機職員住宅入居職員及び臨時非常配備職員が、直ちに参集できる体制を確保する。

なお、参集に当たっては、職員は、避難の指示等の情報を確認し行動するなど、自らの安全の確保に留意する。

ア 警戒待機室における情報収集・連絡

警戒待機室における警戒待機職員は、国民保護に関して、次の業務を行う。

- ・ 武力攻撃災害等に関する情報収集
- ・ 危機管理担当部長、安全支援課長等国民保護担当職員に対する情報等の連絡
- ・ 国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の初動準備、連絡 等

イ 防災待機職員住宅入居職員の参集

防災待機職員住宅入居職員は、夜間及び休日等に対策本部設置指定、警報の通知、避難の指示等があった場合には、参集連絡に基づき、直ちに防災センターに参集する。

ウ 臨時非常配備態勢

武力攻撃災害が夜間及び休日等に発生したときは、臨時非常配備職員は、地域防災計画に準じて別途定める基準に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(3) 区の体制及び職員の配備基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制	
事態認定無し ^(*)	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 危機情報収集体制 ^(**)	
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内関係部課との調整が必要	② 危機管理連絡会議体制 ^(**)	
		関係機関との調整が必要	③ 危機管理対策本部体制 ^(**)	
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(***) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④ 災害対策本部体制	
事態認定有り	国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 危機情報収集体制	
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内関係部課との調整が必要	② 危機管理連絡会議体制
			関係機関との調整が必要	③ 危機管理対策本部体制
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		⑤ 国民保護対策本部体制	

【体制の招集・設置者】

体制	招集・設置者
①危機情報収集体制	危機管理担当部長
②危機管理連絡会議体制	危機管理担当部長
③危機管理対策本部体制	区長
④災害対策本部体制	区長
⑤国民保護対策本部体制	区長

【職員配備基準】

体制	配備を要する職員
①危機情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理担当職員 ・ 当該事態関係部課職員
②危機管理連絡会議体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理連絡会議の構成員（危機管理担当部長、安全支援課長、防災課長、広報広聴担当課長、その他危機管理担当部長が指名した職員） ・ 危機管理担当職員

(*) この時点では、区は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

(**) 「墨田区危機管理基本計画」に定める体制を活用する。

(***) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

③危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長及び本部員 ・本部事務局職員（本部長が指定した職員）
④災害対策本部体制 ⑤国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長、本部員及び本部職員

(4) 職員への連絡手段の確保

- ア 各部課は、職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時における連絡体制を確保する。
- イ 幹部職員、危機管理担当部職員及び防災待機職員住宅入居職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保するよう努める。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長（区長）が連絡不能により指揮をとれない場合の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長の代替職員】

- 第1順位 助役
- 第2順位 危機管理担当部長
- 第3順位 企画経営室長

(6) 本部の代替機能の確保

墨田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）は防災センターに開設する。区対策本部を防災センターに設置できない場合に備え、予備施設を次のとおり定める。

- 第1順位 131会議室
- 第2順位 すみだリバーサイドホールイベントホール

なお、区は、区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は、可搬式通信機材の確保に留意する。

(7) 職員の所掌事務

区は、(3)①～⑤の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確

保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、区対策本部国民保護総務部をその担当として、あらかじめ定めておくものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、墨田区国民保護協議会（以下「区協議会」という。）の幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等との錯綜を避けるため、区協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

区は、近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市町村等と平素から意見交換を行う。^(*)

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

^(*) 区内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥った場合などが想定される。

(4) 事業所等との連携

また、区は、都及び関係機関と協力し、区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 住民防災組織等に対する支援

(1) 住民防災組織に対する支援

住民防災組織は、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平常時の予防活動、有事の際の応急協力活動を目的として、結成されている。

区は、住民防災組織に対する研修や防災資器材の助成等を通じて、その活性化を推進し、充実を図る。また、区は、警察、消防等の関係機関と協力し、住民防災組織と緊密な連携をとるとともに、積極的に助言、指導に当たり、組織の育成を支援していく。

区は、住民防災組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、住民防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、住民防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 住民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、墨田区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された「非常通信協議

会」(*)との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、次に掲げる自然災害時における体制を活用し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

ア 都との情報伝達手段

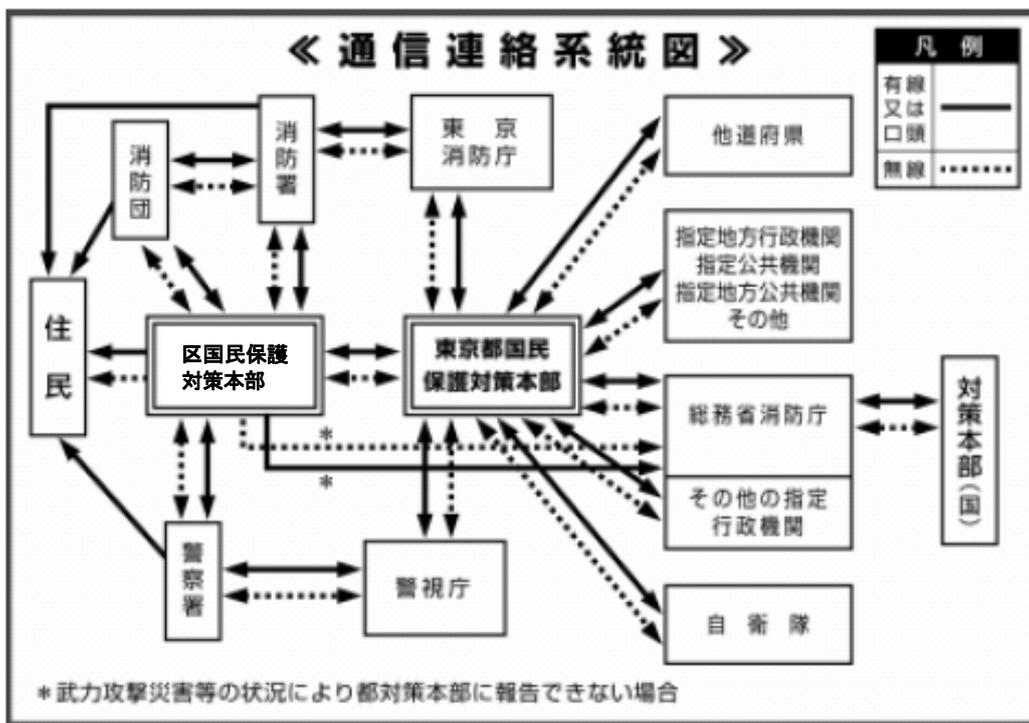
- ・ 東京都防災行政無線（電話、ファックス）
- ・ 東京都災害情報システム（D I S）
- ・ 画像通信システム

イ 住民、関係機関等との情報伝達手段

- ・ 防災行政無線（地域系・移動系・固定系）
- ・ 災害時優先電話
- ・ 防災情報システム（イントラネット）
- ・ 危機情報メール配信システム（すみだ安全・安心メール）

(3) 通信連絡系統

武力攻撃災害発生時等における通信連絡系統は次のとおり。



出典：東京都国民保護計画

(*) 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備に努める。 ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・武力攻撃災害により区の情報通信体制に被害を受けた場合に備え、警視庁、東京消防庁、墨田区アマチュア無線局非常通信連絡会等に協力を求め、複数の情報伝達手段の整備を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線・広報車両等を活用するとともに高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

なお、これらの情報を収集し、又は関係機関に提供するに当たっては、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）等に基づき、慎重に取扱うものとする。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や墨田区社会福祉協議会、国際交流ボランティア団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

ウ 警報の伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）^(*)の開発・整備の検討を踏まえる。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

^(*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。(*)

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 外

イ 区は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**(1) 安否情報の収集、報告及び回答**

区は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に定める様式により、収集、都への報告及び照会に対する回答を行う。

※ 収集・報告すべき情報は、第3編第7章に掲載する様式を参照。

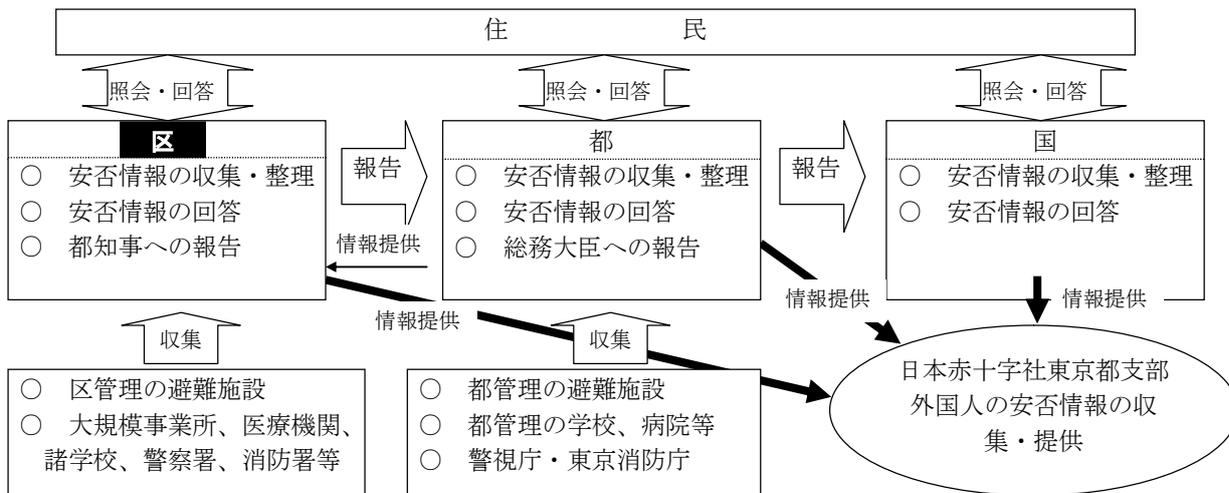
(2) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

(*) 大規模集客施設の把握は、警報等の伝達や安否情報の収集等を行う区が行うことを基本とし、区からの報告を受けて都が集約・整理するものとする。

《安否情報の収集・提供の概要》



(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

- 安否情報の収集については、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
 - ・区 …………… 区管理の避難施設
 区の施設（学校等）
 区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校
 警察署、消防署等
 - ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）
 警視庁、東京消防庁等

(4) 住民等への周知

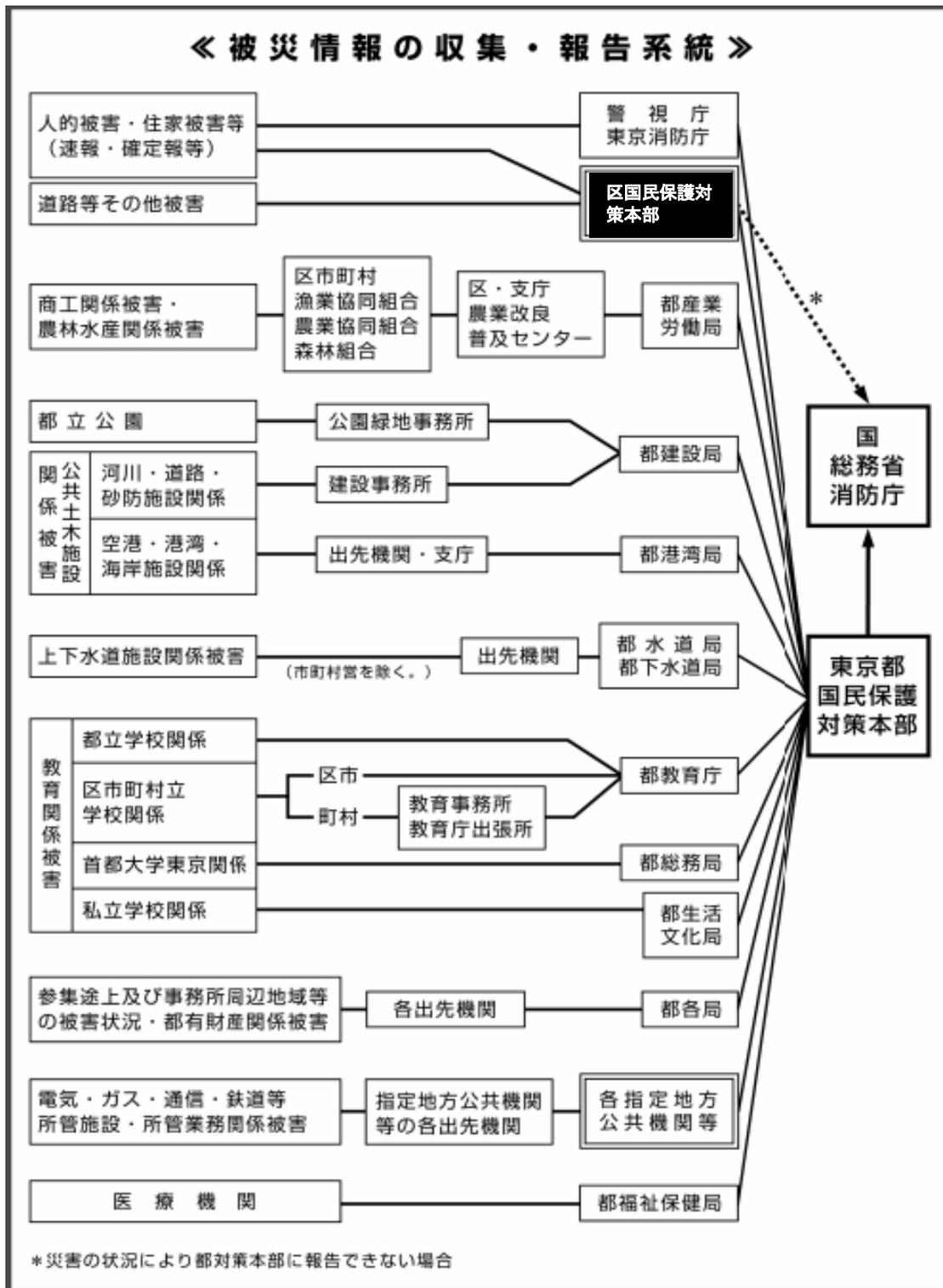
区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告システムを踏まえ、必要な体制の整備を図る。

※ 収集・報告すべき情報は、第3編第9章に掲載する様式を参照。



出典：東京都国民保護計画

(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

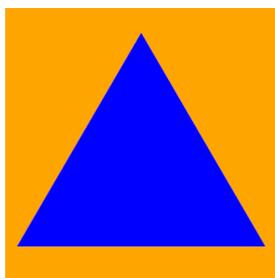
区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等^(*)

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章

【特殊標章】



（オレンジ色地に青の正三角形）

^(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

【身分証明書のひな型】

表面

 <p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> 	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card
	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>		<p>所持者の署名/Signature of holder</p>

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事能法制企画担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、住民防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

また、昼間人口と夜間人口とが大きく異なることや外国人が居住していること、多くの事業所が存在することに配慮した訓練となるよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 事業所における訓練への支援等

区は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、区は、民間企業の有する広範な人的、物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 区は、住民防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

カ 区は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【収集・管理すべき資料】

情報	内容	管理方法
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図	・墨田区白地図 ・GIS
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・昼夜別人口	・墨田区世帯人口現況 ・外国人町丁目別世帯数集計表 ・国勢調査
災害要援護者	・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・国籍別の外国人人口・世帯数 ・町丁目別の要介護高齢者数 ・町丁目別の心身障害者数	・外国人町丁目別世帯数集計表 ・外国人国籍別世帯数集計表 ・介護保険要介護認定者数一覧 ・身障手帳・愛の手帳交付者数一覧
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト	・墨田区白地図 ・GIS
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ	(事業者からデータを収集)
避難施設	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト	・避難施設一覧 (国によるデータベース化後は電子情報で管理)
備蓄物資	・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト	・備蓄物資一覧
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの	・生活関連等施設一覧
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ	・大規模集客施設一覧
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧	・国、都、他自治体、民間事業者等連絡先一覧 ・関係機関等協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等	・町会・自治会役員名簿

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者など災害要援護者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の

避難について、自然災害時への対応として実施している「災害要援護者用パンフレットの配布」、「災害要援護者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、今後、作成を予定している避難支援プランを活用しつつ、災害要援護者^(*)の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護災害要援護者救護部」が迅速に都の「災害要援護者対策総括部」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。

また、区は、都と連携し、「外国人災害時情報センター」^(**)や「防災（語学）ボランティア」^(***)の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。さらに、東京消防庁（消防署）の「消防のふれあいネットワーク」^(****)との連携も考慮する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(*) 災害要援護者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等をいう。

(**) 外国語の災害情報を区市町村等の関係団体に提供したり、防災（語学）ボランティアを避難所に派遣するなど、外国人に対して必要な情報の収集・提供を行う。

(***) 大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

(****) 東京消防庁では、災害要援護者が、正確な情報や支援を得て、避難等の際に適切に行動することができるよう、町会や自治会などの自主防災組織による「地域協力体制づくり」を進めている。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」^(*)に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する本区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力、輸送施設に関する情報】

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

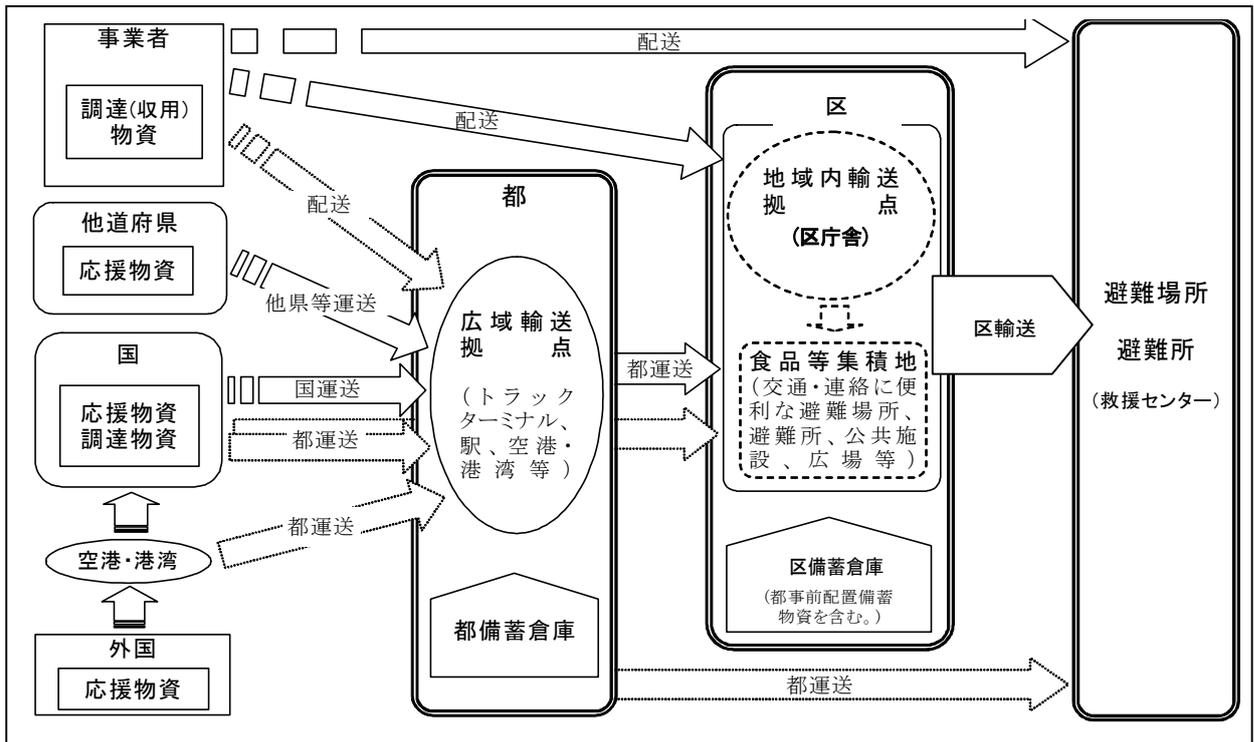
区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する本区の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の整備

区は、防災計画で整備した輸送体制を活用し、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の輸送体制を整備する。

^(*) 都国民保護計画において、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置することになっている。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設^(*)の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》(都国民保護計画より)

区 分	用 途	施 設 (例示)
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

(*) 武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

なお、防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、その区域内に所在する生活関連等施設^(*)について、都を通じて把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

^(*) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に定める施設をいう。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設における警戒

区は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

【例】

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品 等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、その他汚染物質除染器具 等

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、既に防災対策において締結されている物資及び資材の供給に係る協定を拡充したり、新たに協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、各所管で作成した危機管理マニュアル等に基づき、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不

^(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、国民保護に関する印刷物の作成や、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している消防団及び住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 啓発資料等の活用

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 避難行動や避難誘導等の周知

区は、国や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において

住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。